

(様式1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

|           |  |
|-----------|--|
| 件名        | 桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例<br>(案)の骨子   |
| 意見募集の趣旨   | 平成24年8月「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援を総合的に推進するための新しい制度が開始されます。新制度において、施設・事業が施設型給付あるいは地域型給付の対象となるために満たさねばならない基準を、新たに条例で定める必要があり、今回意見提出手続を募集いたします。   |
| 意見を提出できる方 | 1 市内に住所を有する方<br>2 市内に事務所又は事業所を有する方<br>3 市内の事務所又は事業所に勤務する方<br>4 市内の学校に在学する方<br>5 この手続に利害関係を有する方   |
| 意見の募集期間   | 平成26年6月23日(月)～7月22日(火)   |
| 意見の提出方法   | 住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください。「手続に利害関係を有する方」は、その関係を簡潔に記載してください。意見提出にあたっては、経力、素案のどの部分に対する意見かを明記してください(素案全般に係る意見の場合はこの限りではありません)。なお、決められた書式はありません。<br>(1) 直接提出・・・桐生市役所1階11番子育て支援課へ提出してください(土、日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをお願いします)。<br>(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市緑町1番1号 桐生市役所子育て支援課宛てお送りください。<br>(3) ファクシミリ・・・0277-45-2940へ送信してください。<br>(4) 電子メール・・・kosodate@city.kiryu.lg.jpへ送信してください。<br>※電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けません。 |
| 参考資料      | ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第六十一号)  |
| 担当        | 保健福祉部 子育て支援課 保育係 電話0277-46-1111(内線269)<br>教育委員会 教育部 教育支援室 教育支援係(内線688)   |
| 備考        | ・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた方の氏名等の個人情報は公表しません。<br>・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。<br>・提出していただいた御意見に対する個別回答はいたしません。  |



桐生市家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の骨子

| 項目             | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）  | 区分 ※1 | 当市の基準 |
|----------------|---|-------|-------|
| 第1章 総則         |   |       |       |
| 趣旨             | <p>第1条<br/>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第2項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次に定める基準とする。</p>  |       |       |
| 最低基準の目的        | <p>第2条<br/>法第34条の16第1項の規定により本市が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、乗乗があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>   |       |       |
| 最低基準の向上        | <p>第3条<br/>市長は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業者等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超過して、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p> |       |       |
| 最低基準と家庭的保育事業者等 | <p>第4条<br/>家庭的保育事業者等は、最低基準を超過して、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 最低基準を超過して、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等に</p>  |       |       |

| 項目                 | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）  | 区分 ※1  | 当市の基準                  |
|--------------------|---|--------|------------------------|
| 家庭的保育事業者等の<br>一般原則 | <p>             おいては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。<br/>             第5条<br/>             家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の<br/>             人格を尊重して、その運営を行わなければならない。<br/>             2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保<br/>             護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業者等の運営の内容を適切に説明す<br/>             るよう努めなければならない。<br/>             3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善<br/>             を図らなければならない。<br/>             4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結<br/>             果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。<br/>             5 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を行う場所を除く。次条第<br/>             2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同<br/>             じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設<br/>             けなければならない。<br/>             6 家庭的保育事業者等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び<br/>             利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。<br/>             い。           </p> |        |                        |
| 保育所等との連携           | 第6条<br>家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を行う者（以下「居宅訪問型保育事業  | 従うべき基準 | 国の基準と異なる内<br>容とする地域の特別 |

| 項目 | 國の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）  | 区分 ※1 | 当市の基準                        |
|----|---|-------|------------------------------|
|    | <p>者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連絡協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連絡施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>（2）必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病氣、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>（3）当該家庭的保育事業者等により保育の提供を強けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連絡施設において受け入</p> |       | <p>な事情等がないため、國基準のとおりとする。</p> |

| 項 目                            | 國の基準 (平成 26 年 4 月 30 日付け厚生労働省令第 61 号)  | 区分 添1   | 当市の基準   |
|--------------------------------|--|---------|---|
| 家庭的保育事業者等と<br>非常災害             | <p>れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>第7条<br/>           家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不<br/>           断の注意と訓練をすするよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、<br/>           これを行わなければならない。</p> | 参照すべき基準 | 國の基準と異なる内<br>容とする地域の特別<br>な事情等がないた<br>め、國基準のとおり<br>とする。 |
| 家庭的保育事業者等の<br>職員の一般的要件         | <p>第8条<br/>           家庭的保育事業者等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を<br/>           有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、で<br/>           きる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければなら<br/>           ない。</p>   | 参照すべき基準 | 國の基準と異なる内<br>容とする地域の特別<br>な事情等がないた<br>め、國基準のとおり<br>とする。 |
| 家庭的保育事業者等の<br>職員の知識及び技能の<br>向上 | <p>第9条<br/>           家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業<br/>           の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなけ<br/>           ればならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を</p>   | 参照すべき基準 | 國の基準と異なる内<br>容とする地域の特別<br>な事情等がないた<br>め、國基準のとおり<br>とする。 |

| 項目                            | 国の基準 (平成 26 年 4 月 30 日付け厚生労働省令第 61 号)  | 区分 ※1  | 当市の基準  |
|-------------------------------|--|--|--|
| 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準 | <p>確保しなければならぬ。</p> <p>第 10 条<br/>           家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p> | <p>参照すべき基準<br/>           【ただし書き以下は従うべき基準】</p> | <p>国の基準と異なる内<br/>           容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |
| 利用乳幼児を平等に取り扱う原則               | <p>第 11 条<br/>           家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>  | <p>従うべき基準</p>                                  | <p>国の基準と異なる内<br/>           容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |
| 虐待等の禁止                        | <p>第 12 条<br/>           家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、当該 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>   | <p>従うべき基準</p>                                  | <p>国の基準と異なる内<br/>           容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |
| 懲戒に係る権限の濫用禁止                  | <p>第 13 条<br/>           家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第 47 条第 3 項の規定により懲戒</p>   | <p>従うべき基準</p>                                  | <p>国の基準と異なる内<br/>           容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |

| 項目    | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）  | 区分 ※1          | 当市の基準  |
|-------|---|----------------|--|
| 衛生管理等 | <p>に關しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第14条<br/>           家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。</p> <p>3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> | <p>参照すべき基準</p> | <p>国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |
| 食事    | <p>第15条<br/>           家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するとき、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p>  | <p>従うべき基準</p>  | <p>国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |



| 項 目             | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）  | 区分 ※1         | 当市の基準  |
|-----------------|---|---------------|--|
| <p>食事の提供の特例</p> | <p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。</p> <p>3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならぬ。</p> <p>4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。</p> <p>5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p> <p>第16条<br/>次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士によ</p> | <p>従うべき基準</p> | <p>国の基準と異なる内訳とする地域の特例な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |

| 項 目 | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）   | 区分 ※1 | 当市の基準 |
|-----|--|-------|-------|
|     | <p>り、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。</p> <p>(4) 利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）</p> |       |       |

| 項目             | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）   | 区分 ※1   | 当市の基準                                   |
|----------------|--|---------|---|
| 利用乳幼児及び職員の健康診断 | <p>第17条</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び随時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、専任的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を採録又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p> | 参酌すべき基準 | 国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。 |
| 家庭的保育事業所等内部の規程 | <p>第18条</p> <p>家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に關する規程を定めておかななければならない。</p>   | 参酌すべき基準 | 国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がない               |

| 項目                    | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）  | 区分 ※1          | 当市の基準   |
|-----------------------|---|----------------|---|
|                       | <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求め理由及びその額</p> <p>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</p> |                | <p>国の基準のとおりとする。</p>                                 |
| <p>家庭的保育事業等に備える帳簿</p> | <p>第19条<br/>家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p>  | <p>参酌すべき基準</p> | <p>国の基準と異なる内<br/>容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |
| <p>秘密保持等</p>          | <p>第20条<br/>家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>   | <p>従うべき基準</p>  | <p>国の基準と異なる内<br/>容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |

| 項目                 | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）   | 区分 ※1   | 当市の基準  |
|--------------------|--|---|--|
|                    | <p>2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>   |   | <p>とする。</p>                                    |
| <p>苦情への対応</p>      | <p>第21条<br/>           家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>   | <p>参照すべき基準</p>                                    | <p>国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |
| <p>第2章 家庭的保育事業</p> |  |   |  |
| <p>設備の基準</p>       | <p>第22条<br/>           家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。</p> <p>（1）乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。<br/>           （2）前号に掲げる専用の部屋の面積は、9・9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9・9平方メートルに3人を超える人数1人につき3・</p> | <p>参照すべき基準<br/>           （調理設備に係る部分のみ従うべき基準）</p> | <p>国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |

| 項 目 | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）  | 区分 ※1  | 当市の基準  |
|-----|---|--------|--|
|     | <p>3平方メートルを加えた面積）以上であること。</p> <p>(3) 乳幼児の保健衛生上必要な深光、照明及び換気の設備を有すること。</p> <p>(4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。</p> <p>(6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3・3平方メートル以上であること。</p> <p>(7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。</p>  |        |  |
| 職員  | <p>第23条</p> <p>家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 調理業務の全部を委託する場合</p> <p>(2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> | 従うべき基準 | <p>国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |

| 項目      | 国の基準 (平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号)   | 区分 ※1   | 当市の基準                                   |
|---------|---|---------|---|
|         | <p>(2)法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。</p> <p>ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。</p> |         |   |
| 保育時間    | <p>第24条</p> <p>家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。</p>  | 参附すべき基準 | 国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。 |
| 保育の内容   | <p>第25条</p> <p>家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>   | 従うべき基準  | 国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。 |
| 保護者との連絡 | <p>第26条</p> <p>家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の</p>   | 参附すべき基準 | 国の基準と異なる内容とする地域の特別な                     |

| 項目            | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）  | 区分 ※1                                  | 当市の基準                                   |
|---------------|---|--|---|
|               | 内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。   |  | な事情等がないため、国基準のとおりとする。                   |
| 第3章 小規模保育事業   |   |  |   |
| 第1節 通則        |   |  |   |
| 小規模保育事業の区分    | <p>第27条<br/>小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。</p>   | 従うべき基準                                 | 国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。 |
| 第2節 小規模保育事業A型 |   |  |   |
| 設備の基準         | <p>第28条<br/>小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>（2）乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3・3平方メートル以上であること。</p> <p>（3）乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>（4）満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を</p> | <p>参照すべき基準<br/>（調理設備に係る部分のみ従うべき基準）</p> | 国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。 |



| 項目 | 國の基準 (平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号)  | 区分 ※1  | 当市の基準 |        |    |    |                  |     |  |  |  |
|----|--|--|-------|--------|----|----|------------------|-----|--|--|--|
|    | <p>設けること。</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1・98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3・3平方メートル以上であること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に床じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" data-bbox="938 685 1342 1693"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>常用</td> <td>1 屋内階段<br/>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br/>2 待避上有効なバルコニー</td> </tr> </tbody> </table> | 階  | 区分    | 施設又は設備 | 2階 | 常用 | 1 屋内階段<br>2 屋外階段 | 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 待避上有効なバルコニー |  |  |
| 階  | 区分   | 施設又は設備   |       |        |    |    |                  |     |  |  |  |
| 2階 | 常用   | 1 屋内階段<br>2 屋外階段   |       |        |    |    |                  |     |  |  |  |
|    | 避難用  | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 待避上有効なバルコニー |       |        |    |    |                  |     |  |  |  |

| 項 目   | 国の基準 (平成 26 年 4 月 30 日付け厚生労働省令第 61 号)   | 区分 ※1 | 当市の基準 |
|-------|---|-------|-------|
|       | <p>3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜階又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p> <p>1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p> <p>1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜階又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p> <p>1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</p> <p>1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第 1 項保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外氣に向かって開くことの出来</p> |       |       |
| 3 階   | <p>常用</p> <p>避難用</p>  |       |       |
| 4 階以上 | <p>常用</p> <p>避難用</p>  |       |       |

| 項 目 | 国の基準 (平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号)  | 区分 ※1 | 当市の基準 |
|-----|--|-------|-------|
|     | <p>る蒸着しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付壁を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜階</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>   |       |       |
|     | <p>ハ 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ。)以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもものが設けら</p> |       |       |

| 項目 | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）  | 区分 ※1  | 当市の基準  |
|----|---|--------|--|
|    | <p>れていること。</p> <p>2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、雑具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。</p> |        |  |
| 職員 | <p>第29条</p> <p>小規模保育事業所A型には、保育士、調理師及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p>  | 従うべき基準 | <p>国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |

| 項目                           | 国の基準 (平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号)  | 区分 ※1   | 当市の基準  |
|------------------------------|--|---|--|
| <p>雇用</p>                    | <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人<br/> (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)<br/> (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人<br/> 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>第30条<br/> 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者(第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(A型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A型)」とする。</p> | <p>従うべき基準<br/> (第25条)<br/> 参照すべき基準<br/> (第24条、第26条)</p> | <p>国の基準と異なる内<br/> 容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |
| <p>第3節 小規模保育事業B型<br/> 職員</p> | <p>第31条<br/> 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保</p>  | <p>参照すべき基準<br/> (調理設備に係る部分のみ従うべき基準)</p>                 | <p>国の基準と異なる内<br/> 容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |

| 項 目 | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）   | 区分 ※1   | 当市の基準   |
|-----|--|---|---|
|     | <p>育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（添第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> |   |   |
| 準用  | <p>第32条</p> <p>第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業</p>   | <p>従うべき基準（第25条、第28条）</p> <p>参照すべき基準（第24条、第26条、第28条）</p> | <p>国の基準と異なる内<br/>容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |

| 項 目           | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）   | 区分 ※1                                  | 当市の基準   |
|---------------|--|--|---|
|               | <p>「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。</p>  |  |   |
| 第4節 小規模保育事業C型 |  |  |   |
| 設備の基準         | <p>第33条<br/>小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3・3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3・3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3・3平方メートル以上であること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7) 保育室等を2階以上に設ける建築物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。</p> | <p>参照すべき基準<br/>(調理設備に係る部分のみ従うべき基準)</p> | <p>国の基準と異なる内<br/>容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |

| 項 目  | 國の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）  | 区分 ※1                              | 当市の基準                                   |
|------|---|------------------------------------|---|
| 職員   | <p>第34条<br/>           小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。</p> | 従うべき基準                             | 國の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、國基準のとおりとする。 |
| 利用定員 | <p>第35条<br/>           小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。</p>   | 従うべき基準                             | 國の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、國基準のとおりとする。 |
| 準用   | <p>第36条<br/>           第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。</p>           | 従うべき基準（第25条）<br>参酌すべき基準（第24条、第26条） | 國の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、國基準のとおりとする。 |



| 項 目                        | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）   | 区分 ※1   | 当市の基準   |
|----------------------------|--|---------|---|
| 第4章 居宅訪問型保育事業<br>居宅訪問型保育事業 | 第37条<br>居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。<br>(1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育<br>(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育<br>(3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育<br>(4) 母子家庭等（母子及び孤児福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等が状況等を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育 | 従うべき基準  | 国の基準と異なる内<br>容とする地域の特別<br>な事情等がないた<br>め、国基準のとおり<br>とする。 |
| 設備及び備品                     | 第38条<br>居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。   | 参附すべき基準 | 国の基準と異なる内<br>容とする地域の特別<br>な事情等がないた<br>め、国基準のとおり<br>とする。 |
| 職員                         | 第39条<br>居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児  | 従うべき基準  | 国の基準と異なる内<br>容とする地域の特別                                  |

| 項 目                 | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）   | 区分 ※1                                      | 当市の基準  |
|---------------------|--|--|--|
|                     | <p>の数は1人とする。</p>   |  | <p>な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p>                   |
| <p>居宅訪問型保育連携施設</p>  | <p>第40条<br/>居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> | <p>従うべき基準</p>                              | <p>国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |
| <p>準用</p>           | <p>第41条<br/>第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業者を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。</p>                                 | <p>従うべき基準（第25条）<br/>参照すべき基準（第24条、第26条）</p> | <p>国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |
| <p>第5章 事業所内保育事業</p> |  |  |  |
| <p>利用定員の設定</p>      | <p>第42条</p>  | <p>参照すべき基準</p>                             | <p>国の基準と異なる内容</p>                              |

| 項目         | <p>国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）</p> <p>事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて市が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。</p>   | 区分 ※1                                    | 当市の基準                              |          |    |          |    |           |    |            |    |            |    |            |    |            |    |            |     |            |     |            |     |            |     |       |     |  |                                       |
|------------|---|--|------------------------------------|----------|----|----------|----|-----------|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|-------|-----|--|---------------------------------------|
|            | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="167 1176 470 1691">利用定員数</th> <th data-bbox="167 660 470 1176">その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人以上5人以下</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人以上7人以下</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人以上10人以下</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人以上15人以下</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人以上21人以下</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人以上26人以下</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人以上30人以下</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人以上40人以下</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人以上50人以下</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人以上60人以下</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人以上70人以下</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table> | 利用定員数                                    | その他の乳児又は幼児の数                       | 1人以上5人以下 | 1人 | 6人以上7人以下 | 2人 | 8人以上10人以下 | 3人 | 11人以上15人以下 | 4人 | 16人以上21人以下 | 5人 | 21人以上26人以下 | 6人 | 26人以上30人以下 | 7人 | 31人以上40人以下 | 10人 | 41人以上50人以下 | 12人 | 51人以上60人以下 | 15人 | 61人以上70人以下 | 20人 | 71人以上 | 20人 |  | <p>容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |
| 利用定員数      | その他の乳児又は幼児の数  |  |                                    |          |    |          |    |           |    |            |    |            |    |            |    |            |    |            |     |            |     |            |     |            |     |       |     |  |                                       |
| 1人以上5人以下   | 1人  |  |                                    |          |    |          |    |           |    |            |    |            |    |            |    |            |    |            |     |            |     |            |     |            |     |       |     |  |                                       |
| 6人以上7人以下   | 2人  |  |                                    |          |    |          |    |           |    |            |    |            |    |            |    |            |    |            |     |            |     |            |     |            |     |       |     |  |                                       |
| 8人以上10人以下  | 3人  |  |                                    |          |    |          |    |           |    |            |    |            |    |            |    |            |    |            |     |            |     |            |     |            |     |       |     |  |                                       |
| 11人以上15人以下 | 4人  |  |                                    |          |    |          |    |           |    |            |    |            |    |            |    |            |    |            |     |            |     |            |     |            |     |       |     |  |                                       |
| 16人以上21人以下 | 5人  |  |                                    |          |    |          |    |           |    |            |    |            |    |            |    |            |    |            |     |            |     |            |     |            |     |       |     |  |                                       |
| 21人以上26人以下 | 6人  |  |                                    |          |    |          |    |           |    |            |    |            |    |            |    |            |    |            |     |            |     |            |     |            |     |       |     |  |                                       |
| 26人以上30人以下 | 7人  |  |                                    |          |    |          |    |           |    |            |    |            |    |            |    |            |    |            |     |            |     |            |     |            |     |       |     |  |                                       |
| 31人以上40人以下 | 10人   |  |                                    |          |    |          |    |           |    |            |    |            |    |            |    |            |    |            |     |            |     |            |     |            |     |       |     |  |                                       |
| 41人以上50人以下 | 12人   |  |                                    |          |    |          |    |           |    |            |    |            |    |            |    |            |    |            |     |            |     |            |     |            |     |       |     |  |                                       |
| 51人以上60人以下 | 15人   |  |                                    |          |    |          |    |           |    |            |    |            |    |            |    |            |    |            |     |            |     |            |     |            |     |       |     |  |                                       |
| 61人以上70人以下 | 20人   |  |                                    |          |    |          |    |           |    |            |    |            |    |            |    |            |    |            |     |            |     |            |     |            |     |       |     |  |                                       |
| 71人以上      | 20人   |  |                                    |          |    |          |    |           |    |            |    |            |    |            |    |            |    |            |     |            |     |            |     |            |     |       |     |  |                                       |
| 設備の基準      | <p>第43条</p> <p>事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条</p>   | <p>参酌すべき基準</p> <p>（調理設備に係る部分のみ従うべき基準</p> | <p>国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため</p> |          |    |          |    |           |    |            |    |            |    |            |    |            |    |            |     |            |     |            |     |            |     |       |     |  |                                       |

| 項 目 | <p>国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する放事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1・65平方メートル以上であること。</p> <p>(3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3・3平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必須と認められる児童であつて満3歳以上のもを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1・98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3・3平方メートル以上であ</p> | 区分 ※1 | 当市の基準         |
|-----|--|-------|---------------|
|     |  | 準)    | め、国基準のとおりとする。 |

| 項目  | 国の基準 (平成 26 年 4 月 30 日付け厚生労働省令第 61 号)   | 区分 ※1   | 当市の基準 |        |     |    |                  |     |   |     |    |   |     |  |  |  |
|-----|---|---|-------|--------|-----|----|------------------|-----|---|-----|----|---|-----|--|--|--|
|     | <p>ること。</p> <p>(7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(8) 保育室等を 2 階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。</p> <table border="1" data-bbox="710 672 1390 1697"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2 階</td> <td>常用</td> <td>1 屋内階段<br/>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段<br/>2 待避上有効なバルコニー<br/>3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br/>4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段<br/>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段<br/>2 屋外階段</td> </tr> </tbody> </table> | 階   | 区分    | 施設又は設備 | 2 階 | 常用 | 1 屋内階段<br>2 屋外階段 | 避難用 | 1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 待避上有効なバルコニー<br>3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>4 屋外階段 | 3 階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 屋外階段 | 避難用 | 1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 屋外階段 |  |  |
| 階   | 区分  | 施設又は設備  |       |        |     |    |                  |     |   |     |    |   |     |  |  |  |
| 2 階 | 常用  | 1 屋内階段<br>2 屋外階段  |       |        |     |    |                  |     |   |     |    |   |     |  |  |  |
|     | 避難用   | 1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 待避上有効なバルコニー<br>3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>4 屋外階段 |       |        |     |    |                  |     |   |     |    |   |     |  |  |  |
| 3 階 | 常用  | 1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 屋外階段   |       |        |     |    |                  |     |   |     |    |   |     |  |  |  |
|     | 避難用   | 1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 屋外階段  |       |        |     |    |                  |     |   |     |    |   |     |  |  |  |

| 項目 | 国の基準 (平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号)  | 区分 ※1 | 当市の基準 |
|----|--|-------|-------|
|    | <p>3 項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p> <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p> <p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備 (同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。) を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p> |       |       |
|    | <p>4 階以上の階</p> <p>避難用</p> <p>ハ 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の</p>  |       |       |

| 項 目 | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）  | 区分 ※1 | 当市の基準 |
|-----|---|-------|-------|
|     | <p>各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパ一が設けられていること。</p> <p>1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもものが設けられていること。</p> <p>2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> |       |       |

| 項 目 | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）   | 区分 ※1  | 当市の基準                                   |
|-----|--|--------|---|
| 職員  | <p>子 保育所型事業所内保育事業所のカートン、敷物、寝具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p> <p>第44条<br/>           保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人<br/>           (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人<br/>           (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）<br/>           (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> | 従うべき基準 | 国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。 |



| 項目         | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）  | 区分 ※1                                      | 当市の基準  |
|------------|---|--|--|
| 連携施設に関する特例 | <p>第45条<br/>保育所型事業所内保育事業を行う者については、連携施設の確保に当たっては、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>  | 従うべき基準                                     | <p>国の基準と異なる内<br/>容とする地域の特別<br/>な事情等がないた<br/>め、国基準のとおり<br/>とする。</p> |
| 準用         | <p>第46条<br/>第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。</p>   | <p>従うべき基準（第25条）<br/>参照すべき基準（第24条、第26条）</p> | <p>国の基準と異なる内<br/>容とする地域の特別<br/>な事情等がないた<br/>め、国基準のとおり<br/>とする。</p> |
| 職員         | <p>第47条<br/>事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入</p> | 従うべき基準                                     | <p>国の基準と異なる内<br/>容とする地域の特別<br/>な事情等がないた<br/>め、国基準のとおり<br/>とする。</p> |

| 項 目 | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）   | 区分 ※1   | 当市の基準  |
|-----|--|---|--|
|     | <p>施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所においては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> |   |  |
| 準用  | <p>第48条</p> <p>第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業所について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中において「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第26条</p>  | <p>従うべき基準（第25条、第28条の調理設備に係る部分）</p> <p>参照すべき基準（第24条、第26条、第28条）</p> | <p>国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |

| 項目         | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）   | 区分 ※1  | 当市の基準                                   |
|------------|--|--------|---|
|            | <p>柱書表中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する放課場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第4.8条において準用する第2.8条第5号」とする。</p>  |        |   |
| 附則         |  |        |   |
| 施行期日       | <p>第1条<br/>この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。</p>  |        |   |
| 食事の提供の確保措置 | <p>第2条<br/>この条例の施行の日の前日において既に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に設ける保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）、（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）</p> | 従うべき基準 | 国の基準と異なる内容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。 |

| 項目                | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）   | 区分 ※1  | 当市の基準                                       |
|-------------------|--|--------|---|
| 連携施設に関する経過措置      | <p>第3条<br/>           家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> | 従うべき基準 | 国の基準と異なる内<br>容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。 |
| 小規模保育事業B型に関する経過措置 | <p>第4条<br/>           第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。</p>                                  | 従うべき基準 | 国の基準と異なる内<br>容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。 |
| 利用定員に関する経過措置      | <p>第5条</p>   | 従うべき基準 | 国の基準と異なる内<br>容とする地域の特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。 |

| 項目 | 国の基準（平成26年4月30日付け厚生労働省令第61号）   | 区分 ※1 | 当市の基準                        |
|----|--|-------|------------------------------|
|    | <p>小規模保育事業C型にあっては、第35条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</p> |       | <p>な事情等がないため、国基準のとおりとする。</p> |

(追加項目)

当市では、「福生市暴力団排除条例を受け暴力団排除の規定」を国の基準に追加で設ける予定です。

※1：区分については、下記のとおりとする。

|                          | 参酌すべき基準  | 従うべき基準  |
|--------------------------|--|---|
| <p>法的効果</p>              | <p>「参酌すべき基準」とは、十分参照した上で判断しなければならぬ規程</p>                              | <p>「従うべき基準」とは、適合しなければならぬ基準</p>  |
| <p>異なるものを定めることの許容の程度</p> | <p>条例の規定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照し、これによることの妥当性を検討した上で判断しなければならない。</p> | <p>条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。</p>                                   |
|                          | <p>法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容</p>         | <p>法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容</p> |



○厚生労働省令第六十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年四月二十日

厚生労働大臣 田村 憲久

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

目次

第一章 総則（第一条—第二十一条）

第二章 家庭的保育事業（第二十二条—第二十六条）

第三章 小規模保育事業

第一節 通則（第二十七条）

第二節 小規模保育事業A型（第二十八条—第三十条）

第三節 小規模保育事業B型（第三十一条・第三十二条）

第四節 小規模保育事業C型（第三十三條—第三十六條）

第四章 居宅訪問型保育事業（第三十七條—第四十一條）

第五章 事業所内保育事業（第四十二條—第四十八條）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四條の十六第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四條の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条ただし書（保育に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第二十三條、第二十九條、第三十一條、第三十四條、第三十九條、第四十四條及び第四十七條の規定による基準



- 二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十条、第二十二條第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第二十五条（第三十条、第三十二条、第三十六条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第二十八条第一号（調理設備に係る部分に限る。）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第三十三條第一号（調理設備に係る部分に限る。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十五条、第三十七条、第四十条、第四十三條第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、第四十五条並びに附則第二条から第五条までの規定による基準
- 三 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用してゐる乳児又は幼児（満三歳に満たない者に限り、法第六条の三第九項第二号、同条第十項第二号、同条第十一項第二号又は同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

#### （最低基準の目的）

第二条 法第三十四条の十六第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

#### （最低基準の向上）

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と家庭的保育事業者等）

第四条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。  
2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第二号、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項並びに第十六条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（保育所等との連携）

第六条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第五項、第十六条並

びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わつて提供する保育をいう。）を提供すること。

三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第六条の

三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（家庭的保育事業者等と非常災害）

第七条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

（家庭的保育事業者等の職員の一般的要件）

第八条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際につい

て訓練を受けた者でなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第九条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽けんくわんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができ、る。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第十一条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 家庭的保育事業等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十三条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十四条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わ



なければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

#### (食事)

第十五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第十六条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、猷立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができると。

五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に關し配慮すべき事項を定めた食育に關する計画に基づき食事を提供するように努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

一 連携施設

二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施

設、医療機関等

三 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であつて、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第十七条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利

用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第十八条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 提供する保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第十九条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第二十条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十一条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第二章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第二十二条 家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場

所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。

二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。

三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。

五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。

六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。

七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

#### （職員）

第二十三条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。



一 調理業務の全部を委託する場合

二 第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。第三十四条第二項において同じ。）とともに保育する場合には、五人以下とする。

（保育時間）

第二十四条 家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

#### （保育の内容）

第二十五条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

#### （保護者との連絡）

第二十六条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第三章 小規模保育事業

#### 第一節 通則

#### （小規模保育事業の区分）

第二十七条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

## 第二節 小規模保育事業A型

### (設備の基準)

第二十八条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第三十三条第四号及び第五号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。

五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

| 階  | 区分 | 施設又は設備 |
|----|----|--------|
| 二階 | 常用 | 1 屋内階段 |
|    |    | 2 屋外階段 |

|  |  | 三階  |  |
|--|--|---|--|
|  |  | 常用  | 避難用  |
|  |  | 1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 屋外階段                                 | 1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 待避上有効なバルコニー<br>3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜踏又はこれに準ずる設備<br>4 屋外階段 |
|  | 2 建築基準法第一条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜踏又はこれに準ずる設備 | 1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法第一条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜踏又はこれに準ずる設備 |  |

| 四階以<br>上の階 | 常用  | 3 屋外階段 |
|------------|---|--------|
| 上の階        | 避難用   | 3 屋外階段 |
| 上の階        | <p>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）</p> | 3 屋外階段 |
| 上の階        | <p>2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>   | 3 屋外階段 |
| 上の階        | <p>3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>   | 3 屋外階段 |

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

二 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(2) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機關へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）



四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第三十条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者(第三十条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者(A型)」という。)」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A型)」とする。

### 第三節 小規模保育事業B型

(職員)

第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)(には、保育士その他の保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行

う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第三十二条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第三十二条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第二十八条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

#### 第四節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第三十三条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

五 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

七 保育室等を二階以上に設ける建物は、第二十八条第七号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第三十四条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、

家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。

(利用定員)

第三十五条 小規模保育事業所C型は、法第六条の三第十項の規定にかかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。

(準用)

第三十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第三十六条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。

第四章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育

二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために行う保育

四 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第四項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する

保育

五 離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育

（設備及び備品）

第三十八条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第三十九条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができ、乳幼児の数は一人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第四十条 居宅訪問型保育事業者は、第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)

第四十一条 第二十四条から第二十六条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」と

いう。( )とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第五章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第四十二条 事業所内保育事業を行う者(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)は、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第六条の三第十二項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

| 利用定員数      | その他の乳児又は幼児の数 |
|------------|--------------|
| 一人以上五人以下   | 一人           |
| 六人以上七人以下   | 二人           |
| 八人以上十人以下   | 三人           |
| 十一人以上十五人以下 | 四人           |



|             |     |
|-------------|-----|
| 十六人以上二十人以下  | 五人  |
| 二十人以上二十五人以下 | 六人  |
| 二十六人以上三十人以下 | 七人  |
| 三十一人以上四十人以下 | 十人  |
| 四十一人以上五十人以下 | 十二人 |
| 五十一人以上六十人以下 | 十五人 |
| 六十一人以上七十人以下 | 二十人 |
| 七十一人以上      | 二十人 |

(設備の基準)

第四十三条 事業所内保育事業（利用定員が二十人以上のものに限る。以下この条、第四十五条及び第四十六条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室

、 医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。）及び便所を設けること。

二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

五 満二歳以上の幼児（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

八 保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

| 階  | 区分 | 施設又は設備                                    |
|----|----|---|
| 二階 | 常用 | 1 屋内階段                                    |
|    |    | 2 屋外階段                                    |
|    |    | 避難用                                       |
|    | 1  | 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 |
|    | 2  | 待避上有効なバルコニー                               |
|    | 3  | 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準       |

|     |           |  |
|-----|-----------|--|
| 上の階 | 四階以<br>常用 | <p>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>                   |
|     | 避難用       | <p>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p> |
| 三階  | 常用        | <p>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>   |
|     |           | <p>4 屋外階段</p> <p>ずる設備</p>  |

避難用

1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる）と認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）

2 建築基準法第二十条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第二条

第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調湿用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調湿室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

テ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所につき二人を下回ることはできない。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第四十五条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第六条第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第四十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第四十六条において準用する次条及び第二十六条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(職員)

第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定



する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第四十八条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第四十八条において準用する次条及び第二十六条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第二十八条柱書き中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四号において同じ。）」と、同条第四号中「（法第六条の三第十項第二号）」とあるのは「法第六条の三第十二項第二号」と、「次号」とあるのは「第四十八条において準用する第二十八条第五号」とする。

附則

(施行期日)



る。）、第四十四条第一項（調理員に係る部分に限る。）並びに第四十七条第一項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

第三条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型に関する経過措置）

第四条 第三十一条及び第四十七条の規定の適用については、第二十三条第二項に規定する家庭的保育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十一条第一項及び第四十七条第一項に規定する保育従事者とみなす。

（利用定員に関する経過措置）

第五条 小規模保育事業C型にあつては、第三十五条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算し

ては年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上二十五人以下とすることがある。

